

ちばやあかさか

(1) 第88号 □発行 千早赤阪村役場 ☎ (07217) 2-0081代 編集 観光課2-1447

▷人の動き◁

世帯数および人口

(昭和54年10月末日現在)

世帯数	1,645戸
人口	6,766人
男	3,278人
女	3,488人

＜電話メモ＞

自然休養村管理
センター ②1447～8
小吹台連絡所 ②7600
診療所 ②0038
金剛山ロープウェイ
④0128

多聞小学校 ④0102
多聞幼稚園 ④0137
千早小学校 ②0050
千早幼稚園 ②0020
小吹台小学校 ②7100
小吹台幼稚園 ②7219
赤阪小学校 ②0205
赤阪幼稚園 ②0356
千早赤阪中学校②0004

千早駐在所 ④0112
東阪駐在所 ②0562
赤阪駐在所 ②0563
富田林消防署(緊急時)
07212 ④-8199



村立赤阪小学校

府下唯一つの村、その正面玄関に位置している本校二三八名の児童を中心にすえ、教師と保護者が一体となり、子どもの幸せを願って努力を重ねている。よく人はたずねる。「赤阪小学校の特徴は」と、私達は、いつもこう答える。「本校は、特徴のないのが特徴です。」と、

これは、全職員が一丸となり、保護者が協力をお願いします。片よりのない調和のとれた教育を目指し、心身共に健康な人間の育成を願っているからです。P.T.A.においても、この意を理解し、「楽しいP.T.A.子どもと親と先生と」を合言葉に、学習するP.T.A.から、考えるP.T.A.へ、そして活動するP.T.A.へと移行している。

〔今月号の内容〕

◆ 僕たち私たちの施設	1頁	◆ 青少年健全育成強調月間	6頁
◆ 議会の動き	2頁	◆ 神祕の国ブータン王国から通産局長来村	6頁
◆ 解散による衆議院議員選挙終了	2頁	◆ 行政相談座談会Ⅱ 婦人防犯大会開催	6頁
◆ 人権週間	3頁	◆ 善意の募金にご協力を	7頁
◆ お祝い電報は早い目に	3頁	◆ 千早赤阪村母子家庭給付金申請について	7頁
◆ 村税メモ	4頁	◆ 保健所だより	7頁
◆ 料理飲食等消費税	5頁	◆ 年金権をなくさないために	7頁
◆ 就学時の健康診断実施について	6頁	◆ 園芸教室	7頁
		◆ 年中行事シリーズ	8頁

議会の動き

昭和五十四年第三回定例会は、さる九月十九日から二十二日まで、の四日間の会期をもち、七案件について慎重審議が為され、その結果全て原案どおり可決されました。議決案件は次のとおりです。

▽第三十六号議案(即日原案可決)
千早赤阪村ちびっこ広場設置条例制定について
(今度新しくちびっこ広場を小吹台に三カ所、川野辺地区に一カ所設置するものです)

▽第三十七号議案(即日原案可決)
職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の改正について
(年末年始の職員の特別休暇の期間を一日繰り下げて、十二月三十日～翌年一月四日に改正)

▽第三十八号議案(即日原案可決)
土地開発基金条例の改正について
(昭和五十三年度末の決算に基づいて土地開発基金を七千七百〇万円を七千八百三十三万二千円に改正)

▽第三十九号議案(即日原案可決)
千早赤阪村耕地事業分担金条例の改正について
(事業の種類及び分担金の比率を次のように整理統合するものです)

土地改良調整事業Ⅱ府補助事業一〇〇分の五〇以内、農業用施設災害復旧事業Ⅱ国庫補助事業一〇〇分の三五以内、府補助事業一〇〇分の七〇以内、農地災害復旧事業Ⅱ国庫補助事業一〇〇分の五〇以内、府補助事業一〇〇分の七〇以内、地域農政特別対策整備事業Ⅱ工事費の一〇〇分の二〇)

▽第四十号議案(即日原案可決)
千早赤阪村水道事業の設置等に関する条例の改正について
(村内には一部水道を給水していない区域があり、給水区域は「千早赤阪村」を「千早赤阪村の一部を除く」区域内に改正)

▽第四十一号議案(即日原案可決)
昭和五十四年度千早赤阪村一般会計歳入歳出補正予算について
(歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ四十三万九千八百円を追加し、歳入歳出総額は十億二千五百七十八万一千円となります。補正の主なるものは衆議院議員選挙費、保育所入所委託料、地域農政整備事業費、村道森屋桐山線側溝整備工事費等です)

▽第四十二号議案(即日原案可決)
昭和五十四年度千早赤阪村国民健康保険特別会計歳入歳出補正予算について
(事業勘定の歳入歳出予算総額にそれぞれ一六四万円を追加し、歳入歳出予算総額は二億一千五一五万円となります)

◎議会を傍聴しましょう
村民のみならず、
議会は公開されています。
村の予算がどのように執行されているか。あるいはどのような条例がつくられているか。みなさんの目で確かめてみませんか。
◎詳しくは役場議会事務局へお問い合わせください。

「解散による衆議院選挙終了」

(-)今度の衆議院議員選挙は、前回の五年の時と同じ候補者によって選挙戦が繰り広げられました。ただ前回と異なっていたのは、今度の選挙が解散による選挙であったということでした。

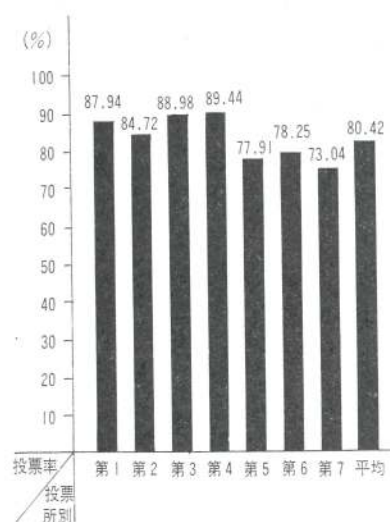
そして、この「解散」による総選挙という日程は、早くから取り沙汰されていた関係上、有権者の関心は薄く、もう一つ盛り上がりを感じた選挙となり、その上候補の不順という要素が加わって、投票率は前回より四割低い八〇%にとどまりました。

投票所の投票率比較では図①のとおり第四を最高に、以下第三・第一・第二・第六・第五・第七の順となっています。

次に時間帯別の投票率の比較では、図②により、八時三〇分～十時三〇分の二時間がトップで一九・九一%の伸びを示し、以下十二時三〇分～二時三〇分、十時三〇分～十二時三〇分の順となっています。

(-)開票の結果は表②のとおりです
投票総数三・六三五票、有効投票数三・五八七票、無効投票数四八票、無効投票率一・三二%となり、持ち帰り票は〇票でした。
なお、また同時に執行された最高裁判所裁判官国民審査の投票所別の投票結果は表③のとおりです

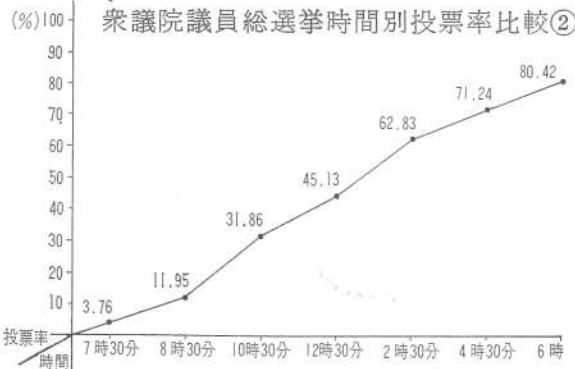
衆議院議員総選挙投票所別投票率比較



衆議院議員総選挙投票区別投票率

表①

区 分 投票所	当日有権者数 人			投票者数 人			投票率 %			前回(S51.12.5)の投票率 %		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
第1 千早赤阪村役場	170	170	340	148	151	299	87.06	88.82	87.94	88.10	88.07	88.08
第2 水分集会所	311	350	661	266	294	560	85.53	84.00	84.72	87.97	87.90	87.93
第3 森屋公民館	290	318	608	254	287	541	87.59	90.25	88.98	87.50	89.34	88.47
第4 金 泉 寺	93	87	180	81	80	161	87.10	91.95	89.44	81.25	94.32	87.50
第5 千早公民館	532	595	1,127	421	457	878	79.14	76.81	77.91	84.75	76.79	80.57
第6 多聞小学校	233	236	469	176	191	367	75.54	80.93	78.25	81.30	82.26	81.80
第7 小吹台連絡所	557	578	1,135	404	425	829	72.53	73.53	73.04	82.27	79.06	80.71
計	2,186	2,334	4,520	1,750	1,885	3,635	80.05	80.76	80.42	85.15	83.53	84.31



衆議院議員総選挙候補者の村内得票数③

候補者名	党派	得票数 (票)	得票率 (%)
古川 丈吉	自由民主党	2,208	61.56
上田 卓三	日本社会党	346	9.65
三谷 秀治	日本共産党	385	10.73
水本つとむ	民社党	130	3.62
塩川正十郎	自由民主党	206	5.74
矢野 絢也	公明党	312	8.70

最高裁判所裁判官国民審査各投票所別投票率

投票所	第1	第2	第3	第4	第5	第6	第7	計
男女別	男 女 計	男 女 計	男 女 計	男 女 計	男 女 計	男 女 計	男 女 計	男 女 計
投票者数	129 138 267	265 293 558	245 280 525	80 77 157	410 439 849	169 186 355	390 405 795	1,688 1,818 3,506
投票率 (%)	75.88 81.18 78.53	85.21 83.71 84.42	84.48 88.05 86.35	86.02 88.51 87.22	77.07 73.78 75.33	72.53 78.81 75.69	70.02 70.07 70.04	77.22 77.89 77.57

人権週間

「12/4~12/10」

来る十二月十日は、世界人権宣言が国連で採択された日です。毎年この日を「人権デー」として、我が国でも十二月四日から二十日までを人権週間として、人権意識高揚の行事を行なっています。昭和54年の啓発重点目標

(1) 人権の共存

互いに相手の立場を考えて、豊かな人間関係ををつくらう

近年、国民の間に基本的な人権の思想が普及し、自己の立場を擁護する権利意識の高まりは、めざましいものがあります。しかしながら、一方において、強制圧迫事件、住居の安全に対する侵犯事件、酷使虐待事件、名誉信用等に対する侵犯事件などをはじめとして、人権侵犯事件は逐年増加の傾向にあります。そこで、これらの事件を子細に検討してみますと、その原因の多くは、自己の権利のみを主張するあまり、他人の立場、いいかえれば他人の基本的な人権をも尊重すべきことを失念ないし軽視していることにあるということができます。これは、社会の一員として連帯感に欠けるものであるとともに、社会生活の平和を乱すものとしてまことに遺憾である、といわざるを得ません。そこで、自己の権利を主張すべきことは当然であるけれども、同時に、いかなる場合においても、同じ権利が自己以外のすべての人にも等しく認められており、相互に相手の立場に対して考慮を払うことが、正しい意味の人権思想を育成するものであり、豊かな人間関係をつくる途であることを強調しようとするものです。

(2) 部落差別の解消

「部落地名総鑑」を

追放しよう

現在、もっとも重要な人権問題の一つに部落差別があります。この解消なくして基本的な人権の確立はありえません。「同和対策事業特別措置法」が施行され、部落差別の早急な解消は、国、地方公共団体はもとより国民全体に課せられた課題であるにもかかわらず、いまだに部落差別を助長、拡大する極めて悪質な差別図書（「部落地名総鑑」「部落リスト」等）の販売や就職・結婚の差別等と同和地区出身者の基本的人権を侵害する事象が相次いで発生しています。これらの差別事象は、いままが国に広くかつ根強く残存する同和地区出身者に対する不当な差別意識が顕在化したものであります。この差別意識は、封建時代の身分制度に根ざし、歴史的社会的に形成された不合理かつ非科学的な偏見に基づくものです。各行政は、この偏見を根絶して部落差別を解消するために一層の努力を重ねていますが、国民一人ひとりがあらためて自分の心の中を点検し、同和問題を正しく理解したうえで、それぞれの立場で部落差別解消のため、不断に努力することが必要です。

(3) 婦人の地位向上

婦人の活動分野をひろげよう

日本国憲法において男女平等の理念がうたわれ、婦人は国民生活の諸分野において、さまざまな形で大きな役割をはたしています。しかし、いまなお婦人に対する前近代的な社会通念や慣行が残存し、また婦人の能力や活動力を全面的に生かすような社会環境が必ずしも十分ではないため、家庭、職場等において男女差別が少なくありません。

政府は昭和五十二年一月に婦人の地位向上に関する「国内行動計画」を策定し、婦人が男性と等しく一切の国民的権利を享受することができるよう、また婦人が国民生活のあらゆる領域に、男性と共に参加し貢献することができるよう環境づくりに努力しています。本年は「婦人の活動分野をひろげよう」を婦人の地位向上の重点的な活動テーマにしています。国民一人一人がそれぞれの立場において婦人が政治、経済、社会、文化などすべての分野で積極的に活動し婦人の意見や経験が十分生かされる活力のある社会づくりを目ざして努力しなければなりません。

特設人権相談日

日時 十二月十二日(木)

午後一時~四時

会場 役場二階会議室

相談員 大阪法務局堺支局職員 村人権擁護委員 葛本 清脩氏 伏井 猛朗氏

村民のみなさん、人権問題について感じたり思うことがあれば、お気軽にご相談ください。

お祝い電報は 早い目に！

結婚式のシーズンです。春秋の結婚シーズンの大安日、ならびに週末にはお祝い電報で「一五」の受付がたいへんこみあっています。これは大安日と休日に結婚式が多く、お祝い電報の発信も、華式当日やその前日に集中して発信されるためです。お祝い電報を利用されるときは、お届けする日の十日前から発信できる配達日指定電報をご利用ください。

なお、配達日の三日以前にお打ちになると、一五〇円の割引になります。

日本電信電話公社 富田林電報電話局



日 時	時 間	場 所
11月29日(木)	午前9時～正午	森屋公民館
	午前9時～正午	水分公民館
	午前9時～正午	川野辺集会所
	午後1時～午後4時	二河原辺集会所
	午後1時～午後4時	桐山金泉寺
11月30日(金)	午前9時～正午	中津原集会所
	午前9時30分～正午	役場小吹台連絡所
	午前9時30分～午後1時	千早農協出張所
	午後1時～午後4時	上東阪集会所
	午後1時～午後4時	下東阪集会所

昭和五十四年度、固定資産税第四期分の納期は十一月末日です。本月も次の通り各地区へ出張徴収にお伺いしますので、この機会にぜひお納めください。

なお、十二月は出張徴収いたしませんので、村府民税第四期分も併せて納付くださいますようお願い致します。

「村税メモ」

お気軽にご利用を

無料税務相談所ひらく

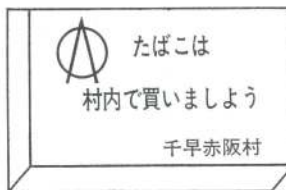
十一月十一日(日)から十一月十七日(土)までは「みんなで税を知る週間」です。市町村や南河内府税事務所、富田林税務署は合同で、この期間左記場所無料で税務相談所を開設します。

村税、府税、国税のすべての税金について、知りたいことやわからないことなどお気軽にご相談ください。

無料税務相談所会場及び日程

月 日	会 場
所 在 地	名 称
11月12日(月)	西友富田林店 ☎ 07212-5-1313
11月13日(火)	イズミヤ古市店 ☎ 0729-58-2911
11月14日(水)	ダイヤモンドシティー 藤井寺ショッピングセンター ☎ 0729-39-8851
11月15日(木)	西友千代田店 ☎ 0721-54-3507

◎各会場とも午前10時から午後四時まで



あなたの街です。自然です。

吸がらの投げ捨てはやめましょう。

Smokin' Clean
スモークンクリーン

・日本専売公社・

やさしい税金教室
の開催

富田林税務署では、左記のとおり「やさしい税金教室」が開催されます。

※日時と場所
11月15日(木)午後二時
河内長野市立市民会館
11月16日(金)午後二時
南河内府民センター
(富田林納税協会から記念品の進呈があります)

“年末調整はサラリーマンの
確定申告です”

今月のキャンペーン その(一)

◎各種控除の確認や証明書の点検をしましょう

サラリーマンの給与についての所得税は、毎月の給与やボーナスの支給のときに源泉徴収されることになっています。

しかし、一年間の給与総額に対する正規の税額(年税額)と、給料やボーナスから源泉徴収された所得税額とは、一致しないのが普通です。このため、その年最後の給料やボーナスが支払われるときに、これまで源泉徴収された税額の精算が必要となります。

この精算の手続を「年末調整」と呼んでいます。

年末調整は、サラリーマンにとって確定申告に代る大切な手続で、大部分のサラリーマンは、この年末調整によって納税が完了することになります。

◎確定申告をしなければならぬ人は

サラリーマンでも給与の年収が一千万円を超える人や、災害を受けたため源泉所得税の徴収の猶予や還付を受けた人は「年末調整」が行われませんので、必ず確定申告をして税金の精算をすることが必要です。

また、給与以外の所得が二十万円を超える人や、二か所以上から給与の支払を受けている人も、確定申告をしなければなりません。



昭和五十四年分の確定申告は、昭和五十五年二月十六日から三月十五日までの間に行うことになります。

税金は納期内に

納付しましょう

納期がすぎると、延滞金や督促手数料など余分なお金がかかります。

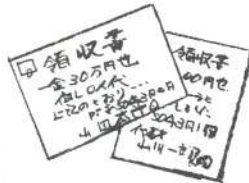
▽毎月の広報に連載している「今月のキャンペーン」シリーズは、村民の皆様方の、税への関心を高め、税の知識認識、納税意欲の向上を目的とするものであります。

本村税務行政は、「納得のいく税務行政」を目標に努力しております。その一つに広報があります。より充実した広報にするため皆様のご意見、ご希望をお待ちしています。

<今月のキャンペーン> その(二)

料理飲食等消費税

消費者のみなさんへ!



公給領収証は

あなたの納税証です



大阪府

公給領収証は
経費支出の
大切なしるしです

◆料理飲食等消費税は……

料理店、バー、レストラン、飲食店、旅館などで遊興、飲食、宿泊休憩などをした場合に、お客さんにかかります。

◆料理飲食等消費税は……

店の経営者が、特別徴収義務者として、お客さんから料金と税金を領収して公給領収証をお渡しするとともに、税金を大阪府へ納めることになっています。

◆公給領収証を……

受け取ることによって、あなたが支払った税金が正しく大阪府へ納められますので、必ず公給領収証を受け取りください。

消費者のみなさんへ

料理飲食等消費税早わかり

免税点の金額は

昭和53年10月1日以降の行為に適用されます

店の種類		免税点	基礎控除	税率	公給領収証の発行	その他
料理店・小料理店 待合・キャバレー		なし	なし	10% 1円未満 の税額は 切捨	発行する	公給領収証に代 わるものとして 検印・検印義務 免除領収証の使 用が認められて いる店もありま す。これらの店 の領収証には、 下記の印刷をし ています。
普通 旅館	宿 泊	1人1泊につき 宿泊(2食) 4,000円以下	1人1泊 2,000円		課税される場合には 発行する。 ただし、公給領収証 使用免除店では発行 しない。	
	宿 泊 以 外	昼 食(1人1回) 2,000円以下 追加飲食等(1人1泊) 2,000円以下 休憩その他(1人1回) 2,000円以下	なし			
指定料 理旅館	宿 泊	1人1泊につき 宿泊(2食) 4,000円以下	1人1泊 2,000円			
	宿 泊 以 外	なし				
大衆酒場・すし店 食堂・レストラン		1人1回 2,000円以下	なし			
出 前・仕 出 し		1人分 2,000円以下				
前 売 食 券 食 堂		1品の価格 1,000円以下				
会社の寮・ク ラ ブ		1人1回の飲食等に要した経費 2,000円以下				
奉 仕 料 控 除 適 用 店		旅館、飲食店などで知事の指定を受けたものは、請求される料金(遊興を伴うものを除く。) のうち奉仕料(奉仕料率が10%以内のものに限る。)には課税されません。				

検 印



検印義務免除

公給領収証
に代わるべ
きものと
して承認済

第 号

公給領収証

を必ず受取りましょう。

就学時の健康診断

実施について

つぎのとおり、来年度小学校就学予定者について、就学時の健康診断を実施します。
該当の方は、もれなく受診してください。

対象者

昭和四十八年四月二日から昭和四十九年四月一日までの間に生まれた者

実施日時

月 日	時間	場所
11月20日(火)	1時～	赤阪小
11月21日(水)	1時～ 2時10分～	千早小 多聞小
11月22日(木)	1時～	小吹台小

問合せ先

千早赤阪村教育委員会
電話二〇〇八一

青少年健全育成

強調月間

11月1日～30日

- 青少年が自らの役割と責任を自覚し、広い視野と豊かな情操を培い、心身ともに健やかに成長を遂げることを願います。
- ① 青少年の社会参加の活動促進
 - ② 地域における青少年育成活動の促進
 - ③ 健全な家庭教育の普及促進

勉強しなれとお兄ちゃん
の高校にしか行けないよ
怒って母と妹刺す

九月十八日午後十一時頃、大東市にある会社員の家の二階で起きた事件。

府立高校二年のAが中学二年の妹Bを自分の勉強部屋に呼びつけて、くだものナイフで胸を切りつけた。Bの悲鳴でかけつけた母親

(44)の左腕にも切りつけ、それぞれ一週間のけがをさせた。

父親が興奮するAからナイフを取り上げ、近所の人の一〇番でかけつけた四条署員がAを殺人未遂で逮捕した。

同署の調べでは、Aは夕食のと

き、話題になったBさんの高校進学問題で、母親が「もつと勉強しないと、お兄ちゃんのようなところにしか進学できないよ」といったことに腹を立て「妹がいなければ母にそんな言われ方をされなくて済む」と思い、三時間程考えた末、妹を自分の部屋へ呼びつけて刺したと自供した。(九月十九日付夕刊読売より)

高校二年生ともなれば自尊心が強く、人からそれを傷つけられるようなことをいわれるとたまらない。世話をしやわっている妹の前での母の言葉がたまらなかつたのだらう。
この母はいつもこんなことを口

にしていたのか、或はこの時だけついでに口をすべらせたのか分らないが、兄の学校を引き合いに出したこの言葉のなかに含まれるこの母の差別性がひいてはAにも培われ一番弱い妹にふりかかった悲劇でなからうか。

子供が学校で悪い点をとってきいた時に自分だったら何といつてわが子を励ますだろうか。一番いけないのは「お前の姉さんのもっとよく出来たのに」「隣の〇〇ちゃんはどうだったか」と比較されること。一番つらい気持ちにさせるのである。

親が子に対すると同様、夫が妻に、姑が嫁に対しても前記のような叱り方をする場合が多い。一寸の虫にも五分の魂。

その人の力量を知り、一個の人格として認めた上で慎重にものを言えば問題は起こらない。

戦前によく使われた言葉に「勉強せんと一生〇〇のようなしんどい仕事せんならんで」というのがあった。

然しその当時でさえも、このような用い方に対しては職業に貴賤なしと戒められた。現代は人にはみな平等な人権があることを強調される時代である。

言葉は慎しまなければならぬ。しかしその前に大事なことは、ものの本質を正しく認識し、自分の意識として定着させておくことが先決である。

神秘の国
ブータン王国から

通産局長来村

去る十月二十四日、ヒマラヤ山脈南面にあるブータン王国から村



農業、観光開発を視察に来村された。ブータン王国はインドと中国に囲まれたヒマラヤ山系標高二千三百メートルの高地にあり国土は九州よりやや広く、人口約百万人でその九五％が農業に従事している。農作物は米、麦等を栽培して自給自足し、インドにも輸出している。

今回、通産局長が来村されたのはブータン王国と村の地形、気候がよく似ているため選定され、当村ではマス釣、シイタケ栽培、ロープウェイ等、村の観光事業の他山地の米の収穫、農業の機械化、又果樹栽培が主な視察の目的であった。

行政相談座談会
婦人防犯大会

開催

十月十五日自然休養村管理センターにおいて、行政相談座談会・婦人防犯大会が開催されました。当日は婦人会役員四十五名が出席、はじめに葛本清脩行政相談委員より、行政相談制について説明その後活発な質問がありました。

ひきつづき婦人防犯大会にうつり、富田林警察署官崎防犯課長より家庭防犯についての講話、松尾防犯主任から侵入盗防止につき、模型による戸締りについての説明や映画上映もあって熱心に聴講されました。

行政防犯相談については

葛本清脩行政相談委員
防犯協議会副会長へ

(電話二一三五九)
役場総務課へ
(電話二〇〇八一)



善意の募金にご協力を

歳末助け合い運動

本年も、残り少なくなり、恵まれぬ人達が明るく楽しいお正月を迎えられるよう千早赤阪村共同募金会では、本年も例年のお正月十二月一日より十五日まで歳末助け合い募金運動を行います。みなさまよりいただく善意は、村内保護世帯、施設入所者、援護児童、ねたきり老人等の方たちへお見舞いとして贈ります。村民全員が明るく楽しいお正月を迎えていただくため、みなさま

- ★ご協力をお願いいたします。
- ★実施主体 千早赤阪村共同募金会
- ★協力団体 千早赤阪村民生委員協議会
- ★募金受入窓口 地区民生委員及び共同募金会事務局（役場住民課内）で受け付けております。
- ★お問い合わせ 千早赤阪村共同募金会まで 電話 二一〇〇八一

年金権をなくさないために 保険料は忘れずに納めましょう

寝たきりの状態です。年金法の障害等級表の第一級に該当すると思われましたが、初診日まで

最近、府内の年金相談であった例を紹介いたします。国民年金に加入されているAさんは、脳卒中で倒れて約三カ月の間、病院で入院加療をしたあと、現在まで二年間寝たきりの状態にあります。家族から障害年金を受けられるかどうか相談があり、国民年金法に基づいて、初診日まで

保険料の納め忘れがあると年金をうけるために必要な年数がたりないということになります。年金が受けられないことがあります。年金を受けるためには一定の期間保険料を納めておくことが必要です。その保険料を納め忘れたら、後から納めたりしたから年金が受けられない、年金が受けたら年金がなくなったという実例がたくさんあります。

に受給に必要な保険料納付期間が不足しているため、受給できないことがありました。もしAさんが納付期限までに月々保険料を納めていけば、現在年金額は五十九万七千五百円となっている。一級の障害年金を受けられているのに、誠に残念なことでした。

また「70歳になれば、だれでも老齢福祉年金がうけられる」とか「保険料を25年納めなくても5年から10年程納めておけば年金を受けられる資格ができる」などと勝手に自己判断されておられる方が少なくありません。これは、たとえ年金を受けられず、このように条件で年金を受けられるのは、一定の高年齢の人たちだけです。老齢年金は原則として60歳までに最低25年間

保険料を納めていることが必要条件となっています。保険料を納め忘れたまま2年を過ぎると時効になって納めたくても納められなくなってしまう。また、受けられる年金も受けられなくなり、年金を考慮した老後の生活設計もできなくなります。このようなことにならないよう「保険料は納期内に納めてください。国民年金に課税のお問い合わせは役場保険課（国民年金係）へ」。

千早赤阪村母子家庭給付金申請について

受けられる人

母子家庭（配偶者のない女子）において現に児童（十八歳に満たない者）を養育している人で、十一月一日現在、引き続き六カ月以上村内に居住し、かつ住民基本台帳に記載されている人に対して支給します。

給付金の額

児童一人を養育しているとき年額 一〇、〇〇〇円
児童二人を養育しているとき年額 一五、〇〇〇円
児童三人以上を養育しているとき年額 二〇、〇〇〇円

給付金の申請

給付金の申請を十一月十日から三十日までの間、受付します。印鑑持参の上、役場住民課福祉係までお越しください。

保健所だより

- ▷3カ月児健診（受付時間 12:30~13:00）
第1・3月曜日
- ▷妊婦教室 13:30~
第1・2・3火曜日
- ▷精神衛生相談 9:30~10:30
毎週水曜日
- ▷3才児健診 12:30~13:00
第1・3金曜日
- ▷ツベルクリン反応注射
9:30~11:00
毎月第1月曜日

休日診療

- ◆受付時間 午前10時~11時30分
午後1時~4時30分
- ◆所在地 富田林市大字廿山4592番地
（富田林病院敷地内）
- 電話番号 07212 ⑧ 1333

※落葉樹の移植

※多肉植物と観葉植物の冬越し
これらは寒さに弱いものが多く、霜に当たると枯れるものも少なくありません。水やりは控え目に、軒下や縁側に取り入れましょう。サンスベリアや花キリンは冬中は全く水を与えない方がうまく冬越しをします。

※草花の防寒

秋まきの草花は一般的に寒さに強いものですが、霜で傷んだり霜柱により根が切れ乾燥害を受けることがあります。そこで苗床にワラやモミガラを敷いたり、片屋根式やトンネルの霜除けを作るとよいでしょう。また、からっ風の当たる所では竹や笹・ススキなどを北側に挿しておくと案外効果のあるものです。

※春植え球根の掘りあげと貯蔵

十月下旬から今月上旬にかけて掘り取りの時期となります。ゲラジオラスはよく陰干し、乾燥させて保存します。ダリヤ・カンナ・アマリリスは寒さと乾燥には弱いので、箱にモミガラ等といっしょに詰め室内で貯蔵します。土中にモミガラ等と埋め、上に土を盛り雨や水が入らないようビニールの覆いをしてよりよい。

■基礎知識

■落葉土のつくり方
花壇や鉢土に混ぜる腐葉土は、落葉の始まる今月から材料集めをします。質の良いものを作るには葉肉が厚く、腐っても形のくずれにくい堅い葉を選んで集めます。例えばシイ・カシ・モチ・ナラ・クヌギ・ケヤキ等が良いでしょう。イチヨウやヤツデのように腐るとベタつくものや、マツやスギのように油系統の物質を含むものは適しません。

■落葉土のつくり方

つくり方は量の多い時は積みますが、少ない時は穴を掘って詰めます。この時、落葉だけを積むのではなく、米ヌカ・魚粉・過リン酸石灰・台所屑等を入れたら早く腐り肥効も多くなります。また、時々切り返しを行ない空気を入れ水をかけて水分を補います。これも早く腐らなく腐らせるコツのひとつです。このようにしてできた腐葉土は来年度の春から使えます。

（普及所）

園芸教室



年中行事シリーズ (24)

道づくり

「小吹」は「組」道造行事

「道はローマに通ず」

道は人類と共に古くからあり、今日では自動車の急激な増加により近代化されている。

しかし原始時代では、生活圏もきわめて狭隘で、作られた道はもちろんだ固定した道というものはなく、自然にふみならされた「自然の道」をなすという小道程度のものであったと思われる。



【小吹は組の道造り】

政治経済の進展と共に、道は次第に整備されるようになり、紀元前のローマ帝国時代には、ローマ市を中心に一大道路網が建設され「すべての道はローマに通ず」と

いわれるようになりました。

わが国でも大化改新により設けられた「駅伝の制」は江戸時代までひきつがれ、ついで参勤交代制度は全国的に道路網が整備され、「すべての道は江戸に通ず」るようになりました。

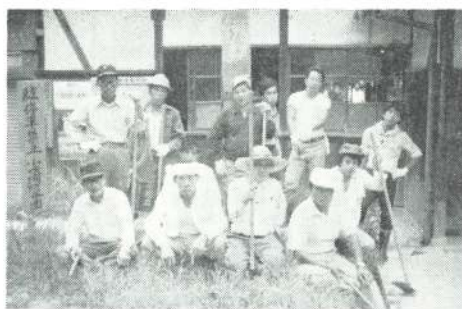
明治以後は鉄道の発達が目ざましいものがあつたが、その反面、道路網の進展は、はかられなかつた。

しかし大正初期の自動車交通特に第二次世界大戦後の急激な自動車普及は、道路の新設、改良、舗装高速道路等整備が促進され現在の道路状況は隔世の感があります。

「小吹は組の道づくり」

享保十六年「小吹東村伊勢講算用之帳」に次のような記録があります。

- 安永六年西ノ正月十五日
相談ノ上極メ事
一、五升 道造り
一、二升五合 世帯酒



【小吹は組道造り一同】

一、右同断 杖突
当時は伊勢講積立金より、道造り費用が支出されていたことがわかります。(小吹東村は現在の「は」に「組」)

現行「小吹は組道造り規約」は伊勢講積立金と分離され次の通りです。

- 一、道造りは毎年四月十八日、九月十八日の二回と定める。
一、道造りの人足は十八歳から六十歳までの男子と定め、一戸当り一名とする。

一、道造りの費用としての出前は左の通りと定める。

- 世帯酒 三升
(男女各三升)
出産 男五升
女三升
杖突 二升
(六〇歳)

以上の記録から、昔より生活産業用としての道路を、自主的定期的改良・修理等の管理を行ってきたことがわかります。

その費用として世帯酒(結婚)出産、杖突(六十歳の誕生日)を対象に、米で負担し現在では、米一升当り五〇〇円に換算し、該当世帯から毎年二回に分納し当日の費用にあてています。

しかしながら、長年守られてきた道造りの日の十八日は、殆んどの人が給与所得者となったので、

本年九月より第二日曜日となり、また六〇歳までの年齢制限も高齢化社会を反映して六十五歳までに引き上げられました。

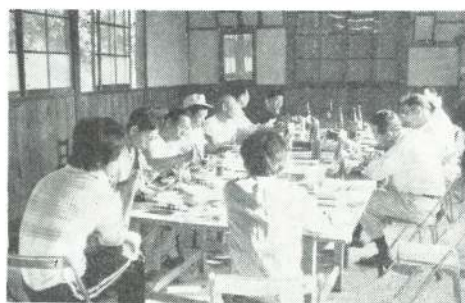
小吹台老人クラブ

清掃行事

住民自治

小吹台は、昭和五〇年より入居がはじまり、現在五〇八世帯一、九一四人で、入居計画の半数を超えるようになりました。

小吹台の人口構成を小吹台以外(その他)と比較しますと次の通りです。



【道造りを終えて慰労宴】

一世帯当人口

- 小吹台 三・七八人
その他 四・三二人
六五歳以上の人口比率
小吹台 七・九％
その他 一七・六％
以上の数値より、小吹台は夫婦

子供を中心とした都市型核家族、その他は老人同居の農山村型の家族構成といえます。

小吹台の老人クラブは、現在正会員五三名、準会員一〇名で小林市松会長を中心に、会員間の親睦友愛・文化活動などを行っております。

去る九月五・六・十一日の三日間、団地内の「ちびっ子老人憩の広場」の草刈清掃事業も実施されました。



【小吹台老人クラブの清掃】

野道からはじまった道も、今は村道として逐年整備されつつあり年毎にコミュニティ施設等も拡充されつつあります。

私達住民も、年中行事の媒体等で地区内施設を管理することにより、ますます地域共同体意識をたかめると共に、住民自治を遂行してゆきたいものであります。

それが郷土に受けつがれた、恵まれた自然・歴史・集積等、遠い祖先の衣鉢を継ぎ次の世代子孫の幸福を願うためのものであります。